

(参考)

(例)

二段・多段方式

認 定 書

平成●●年●●月●●日付で申請のあった特殊の装置については、駐車場法施行令第15条の規定により認定する。

記

- 1 認定番号 ◇◇ (●●) - ●●
- 2 装置の分類 二段・多段方式
- 3 装置の名称 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
- 4 駐車場法施行令第
2章第1節の規定
の特例を認める事項 令第9条、令第10条、令第12条、
令第13条
- 5 認定の条件 別添のとおり
- 6 認定の有効期限 平成●●年●●月●●日
- 7 安全機能の認証 認証機関名：□□□□□□
認 証 日：平成●●年●●月●●日
認証番号：第●●号
有効期限：平成●●年●●月●●日
- 8 製作会社名 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

平成●●年●●月●●日
国土交通省 ◇◇地方整備局長

別添

【認定の条件】

- ① 令第7条（出入口）関係
本条の規定による。
- ② 令第8条（車路）関係
本条の規定による。
- ③ 令第11条（防火区画）関係
本条の規定による。
- ④ 令第12条（換気装置）関係
前面空地として設ける車路が建築物である場合は、当該部分においては令第12条の規定による。
- ⑤ 令第14条（警報装置）関係
本条の規定による。

〔留意事項〕

駐車場法第12条に基づく届出の際には、本認定書の写し及び特殊装置設置計画書を提出すること。